

◎異動届出書は異動日の翌月10日までに提出することが法律で義務づけられています。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※受付印

1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市処理欄		

※退職者の未徴収税額については原則一括徴収するようご協力ください。
※「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

十和田市長 様		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町村ごとに異なります											
年 月 日提出			フリガナ											連絡先の所属, 氏名及び電話番号	所属											
			氏名又は名称												氏名											
			代表者の 職氏名印	④											電話	() - () - ()										
		個人番号 又は法人番号											異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	退職した年の1 月から退職時 までの給与支払額										
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	1. 退職		2. 転勤		3. 合併		4. 休職(産休)		5. 長期欠勤		6. 死亡		7. 会社解散		8. 住所誤報		9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)	控除社会 保 険 料 額
宛名番号	フリガナ	氏 名	円	円	円	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	円	円	
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		旧姓																							
個人番号																										
1月1日 現在の住所	〒 - 十和田市																									
給与の支払を受け なくなった後の住所	〒 -																									

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由		徴収予定			相続人の氏名等		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定 額	徴収予定 額合計 (上記(ウ)と同額)	氏名	続柄	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	円	住所		
異 動 者 印		・	円	円	電話		
		・	円	円	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。		
					1(普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が100万円以下)	
					2(普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)	
					3(普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 所 属, 氏 名 及 び 電 話 番 号	所属	新しい勤務先では 月割額 円を		現 年 度	市 処 理 欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	氏名		月分から徴収し、納入します。				
フリガナ	電話		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。				
氏名又は名称	(内線)		納入書 要 ・ 不要				
代表者の職氏名印	④			新 年 度			

【提出先】 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号 十和田市 税務課 市民税係

◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使い下さい。